

矢板市文化スポーツ複合施設指定管理業務委託に係る公募型プロポーザル 質問への回答 10

【令和 5 年 9 月 6 日掲載】

番号	資料名	頁	項目	質問事項	回答
10-1	要項	6	9(8)企画提案書の提出	令和 5 年 8 月 29 日掲載の質問 5-2 の回答にある別印とした場合は、代表者名の下に委任者名を記載し押印でよいのか？	質問 5-2 の回答にある別印は、登録印を使用しない場合の特別の対応について示したのになります。 お尋ねの趣旨が要項 6 ページの表にある「受任者の場合は受任者印を押印とする。」の取扱いということであるならば、こちらは矢板市入札参加資格審査申請の際に市との取引に関する事務委任（例えば代表取締役の権限を支社長に委任するようなケース）を届け出た場合について、本件プロポーザルも受任者名、受任者印で手続きを進めるという意味になります。したがって市の入札参加資格において委任していない場合（受任者を指定していない場合）は、代表者名での記名となります。
10-2	要項	6	9(8)企画提案書の提出	見積書に添付する内訳書が収支予算書と同じものとなる場合に、別途内訳書を添付する必要があるか？	要項 6 ページに記載のとおり、市からの指示は「見積価格の積算根拠を明らかにした内訳書（任意様式）を添付すること。」となります。あとは事業者でご判断ください。
10-3	要項	7	9(8)企画提案書の提出	ページ番号の付番は全ての書類を通してか、事業計画書のみか？	要項 7 ページに記載のとおり、市からの指示は「ページ番号の付番、インデックスの貼付、中表紙の挿入など、見やすさに配慮すること。」となります。あとは事業者でご判断ください。

10-4	仕様書	5	6(3)エ 設備の維持管理	設備各種の詳細は？	令和5年9月1日掲載の質問8-6の回答をご確認ください。 質問の回答期限までに掲載します。
10-5	仕様書	5	6(3)エ 設備の維持管理	設備の必要な点検回数は？	定量的な指定は特にありませんが、法定点検は法令に従い実施してください。 仕様書4ページ6(3)ア維持管理の基本方針を基準とします。
10-6	仕様書	6	6(3)ク 外構、駐車場の維持管理	外構の清掃に関する基準は？	仕様書4ページに記載のとおり「建築保全業務共通仕様書」に準じて実施してください。
10-7	仕様書	6	6(3)ク 外構、駐車場の維持管理	植栽の詳細は？	本業務の管理範囲内に植栽はありません。
10-8	仕様書	6	6(4)イ トレーニングルームの運営及び維持管理	3D身体計測機器のメーカーは？	iBody株式会社、iBODY2を配備します。
10-9	仕様書	6	6(4)イ トレーニングルームの運営及び維持管理	トレーニング機器リース料700千円/年とは指定管理者が調達する機器のリース料か？	令和5年8月30日掲載の質問6-7の回答、同8月25日掲載の質問3-7、3-8の回答をご確認ください。
10-10	仕様書	6	6(4)イ トレーニングルームの運営及び維持管理	トレーニング機器についてリースを利用せずに調達する場合の処理は？	市が提示したリース料は、指定管理料の算定のための参考値です。指定管理料の低減に資する提案であればリースに限定するものではありません。 当然調達は新品に限ります。
10-11	仕様書	15	別紙	利用料金収入の19,500千円とは5年間の総額か？	年あたりの額となります。 令和5年8月28日掲載の質問4-1の回答をご確認ください。

10-12	仕様書	15	別紙	収入の上限額は、指定管理料見積上限額 482,500 千円+利用料金収入 19,500 千円ということか？	市に指定管理者の収入の上限という発想はありません。利用料金収入は 19,500 千円/年以上で自由に設定することができます。 仕様書別紙記載の利用料金収入は指定管理料の算定のための設定であり、指定管理料の見積りの考え方は令和 5 年 8 月 28 日掲載の質問 4-1 の回答のとおりとなります。 ただし、事業者からの提案による利用料金収入設定額に対して実収入が下回ったとしても精算要件に該当しない限り市は補填しません。 なお、質問 10-11 の回答のとおり利用料金収入は年あたりの額ですので、総額は 19,500 千円（以上）×5 年となります。
10-13	仕様書	15	別紙	利用料金収入 19,500 千円は税込額か？	お見込みのとおり。
10-14	仕様書	15	別紙	「指定管理者の責めによらない理由で同金額（注：設定した利用料金収入額）を下回る場合又は過小算定による超過額が発生した場合は、市と指定管理者の協議により精算対象とします。」とは、例えば利用料金収入が 19,000 千円となった場合は 500 千円の補填、逆に 20,000 千円となった場合は 500 千円の回収ということか？	当該記載については、市が納税者たる市民への説明責任を果たすうえで新施設ゆえの不確定要素を是正できるようにするためのものになります。 指定管理者の企業努力を否定するものではありませんので、お尋ねのような機械的な対応は想定しておりません。